

# 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会

## 中国における商標登録状況などに関する調査業務の公募について

中国において出願・登録されていない外国の商標について、無関係の第三者が先に当該商標を出願・登録する事例（いわゆる「冒認出願」）が大きな問題となっています。

このような事態に対処するため、当協会では早期の商標登録や取消請求の自発的な取組への支援などを検討しております。まずは現状把握として調査をするため、中国における商標登録状況などに関する調査業務の委託事業者を公募いたします。

### 1. 主な業務内容

- ① 伝統的工芸品（現在237品目）の名称が、中国で商標登録されているかを調査。中国のデータベースによるネットリサーチのみではなく、状況によっては中国商標局への電話での問い合わせも含む。
- ② ①に該当する名称の、3年以内の商標使用状況の確認。入手可能な場合は、使用様態が分かる写真の添付。
- ③ 上記の内容を報告書にまとめる作業。その他、対象になる商標の申請状況を分析してどのような項目なら新たに申請が通る可能性があるのか、例えば「ロゴ」として申請するなどの分析提案も期待します。

### 2. 委託期間

契約締結後～2023年3月末日まで

### 3. 提出書類

- ① 企画書  
調査内容の方法、スケジュール
- ② 見積書
- ③ 会社概要及び直近の収支決算書
- ④ 過去の実績（調査等）
- ⑤ 実施体制図  
自社もしくは外部へ委託することが分かる図

以上の①～⑤を「PDF」で、下記アドレスまでE-mailにてお送りください。

提出先メールアドレス／[kikaku@kougei.or.jp](mailto:kikaku@kougei.or.jp)

### 4. 提出期限

2022年 11月 15日（火） 12：00 締切

### 5. 公募への参加条件

- 中国国内で商標登録実態調査と、国家知的財産局商標局に対して「撤三申請」（三年以内の商

標使用状況の確認) をすることができる「知的財産権・特許・商標関連に特化、或は実績を有した」法律事務所。または上記の条件を満たした法律事務所と共同で調査ができる資格を有した企業。

## 6. 応募にあたっての注意事項

1. 応募企業様よりご提出いただいた見積書その他の書類は、原則としてご返却できません。
2. 受託企業に選ばれなかった場合、ご提出いただいた書類の内容に対して、公募主催者側より対価をお支払いすることはありません。予めご了承ください。
3. **本件に関するお問合せ等は下記へメールにてお願いいたします。また公募価格に関しては回答できませんので予めご了承ください。**

## 7. 問い合わせ・応募先

[kikaku@kougei.or.jp](mailto:kikaku@kougei.or.jp)まで、E-mailにてお問い合わせ・ご応募ください。

担当：一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会 担当／企画部・池葉（いけば）

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-1-22